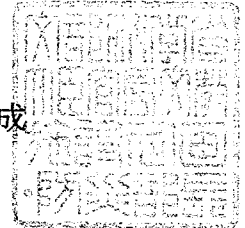


30文科施第535号
平成31年3月22日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

平井 明 成



(印影印刷)

小学校及び中学校施設整備指針の改訂について (通知)

この度、文部科学省では「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」(主査:上野淳 首都大学東京学長)から検討結果の報告を受け、別添1、2のとおり、小学校及び中学校施設整備指針を改訂しましたので通知します。

今般の改訂は、学習指導要領の改訂や社会状況の変化等を踏まえ行ったもので、その概要は別紙のとおりです。

各学校設置者におかれましては、改訂の趣旨を踏まえ、地域の実情等を踏まえつつ、教育を進める上で必要な施設環境の確保に努めていただくようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対して周知していただくようお願いします。

※小学校及び中学校施設整備指針、調査研究協力者会議報告書の本文については、下記HPにて閲覧できます。また、製本したものを後日送付いたします。

小学校施設整備指針、中学校施設整備指針

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414524.htm

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告書

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523.htm

【本件に関する連絡先】

施設企画課 指導第一係 山下、奥田

tel. 03-5253-4111 (内線 2291)

FAX. 03-6734-3690

小学校及び中学校施設整備指針 主な改訂内容

1. 趣旨

学習指導要領の改訂や社会状況の変化等に対応するため、小学校及び中学校施設整備指針について所要の改訂を実施。

2. 改訂の視点

小学校及び中学校施設をとりまく状況の変化等を踏まえ、以下の7つの視点に基づき所要の改訂を行う。

- ① 新学習指導要領への対応
→ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備
- ② ICTを活用できる施設整備
→ ICTを日常的に活用できる施設整備
- ③ インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組
→ バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進
- ④ 教職員の働く場としての機能向上
→ 働く場としてふさわしい環境として整備
- ⑤ 地域との連携・協働の促進
→ 専門スタッフ等のスペース確保、複合化・共有化等の検討、放課後の児童の居場所確保
- ⑥ 学校施設の機能向上
→ 照明・冷暖房設備も組み合わせて良好な環境を確保、囲障等の工作物も含めた安全確保、生活様式やニーズ等を踏まえた便所を計画、物資等の搬入を見据えた門等の幅の確保
- ⑦ 変化に対応できる施設整備
→ 教育内容・方法や社会的変化等に対応し、学校施設を長く使いこなすための施設整備

3. 主な改訂内容（新旧）

下線部：改訂箇所

改 訂 後	改 訂 前
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備</p> <p>教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やICT*を日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とすることが重要である。</p> <p><u>※ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術)</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備</p> <p>教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やコンピュータその他の高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とすることが重要である。</p>

改訂後	改訂前
<p>2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保 児童等の学習及び生活の場として、また、<u>教職員の働く場として</u>、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備 地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や<u>児童福祉施設</u>、<u>老人福祉施設</u>等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所（以下「避難所等」という。）としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p>	<p>2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保 児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備 地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や老人福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所（以下「避難所等」という。）としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p>
<p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備</p> <p>2 ICT環境の充実</p> <p>(1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、<u>情報活用能力（情報技術を手段として活用する力を含む）の育成</u>や、校務情報化の推進に資するため、<u>無線LANの整備など、ICTを日常的に活用できる環境の整備</u>や<u>情報端末、大型提示装置等の機器の導入</u>を積極的に計画することが重要である。</p> <p>4 国際理解の推進のための施設</p> <p>(1) 外国語の指導、外国人児童の受け入れと日本語教育、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設の計画を行うことが重要である。</p> <p>6 特別支援教育の推進のための施設</p> <p>(1) 教育上特別の支援を必要とする児童に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、<u>スロープや手すり、便所等のバリアフリー対応</u>はもとより、<u>発達障害*</u>を含めた障害のある児童の障害</p>	<p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備</p> <p>2 情報環境の充実</p> <p>(1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。</p> <p>4 国際理解の推進のための施設</p> <p>(1) 外国語の指導、外国人児童の受け入れ、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設の計画を行うことが重要である。</p> <p>6 特別支援教育の推進のための施設</p> <p>(1) 教育上特別の支援を必要とする児童に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、<u>発達障害*</u>を含めた障害のある児童の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を</p>

改訂後	改訂前
<p>の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。</p> <p>(2) <u>インクルーシブ教育システムの構築に資するため、障害のある児童と障害のない児童とが、各々の児童の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。</u></p> <p>2 健康に配慮した施設</p> <p>(1) 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮しつつ、<u>各種設備機器等も組み合わせて、良好な環境を確保できる計画とすることが重要である。</u></p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保</p> <p>(1) <u>地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し、十分な安全性を確保できる計画とすることが重要である。</u></p> <p>(2) 地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備、<u>囲障等の工作物の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</u></p> <p>(5) 学校施設は、災害時には地域の避難所*としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局*との間で、<u>運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画することが重要である。</u></p> <p>(6) 学校施設の防災対策は、運営体制や訓練、<u>防災教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。</u></p> <p>4 安全・防犯への対応</p> <p>(8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制、<u>安全教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。</u></p> <p>5 施設のバリアフリー対応</p> <p>(3) 既存学校施設のバリアフリー化についても、<u>障害のある児童や教職員の状況、地域の避難所としての役割等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的に進め</u></p>	<p>可能とする施設環境を計画することが重要である。</p> <p>(2) 障害のある児童と障害のない児童とが、各々の児童の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。</p> <p>2 健康に配慮した施設</p> <p>(1) 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保 (新設)</p> <p>(1) 地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>(4) 学校施設は、災害時には地域の避難所*としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局*との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画することが重要である。</p> <p>(6) 学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。</p> <p>4 安全・防犯への対応</p> <p>(8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。</p> <p>5 施設のバリアフリー対応</p> <p>(3) 既存学校施設のバリアフリー化についても、<u>障害のある児童の在籍状況等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進することが重要</u></p>

改訂後	改訂前
<p>ていくことが重要である。</p> <p>第3 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携・協働</p> <p>(1) 学校施設は、<u>学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画を得つつ計画することが重要である。</u></p> <p>(2) 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等）など、<u>学校と地域の連携・協働のための諸室については、施設を計画する段階から検討しておくことが重要である。</u></p> <p>(3) 他の文教施設等と<u>適切な役割分担を図りつつ、これらの施設との相互利用、共同利用等を進めるなど、有機的に連携できる計画とすることが望ましい。</u>また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。</p> <p>(4) 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能を分担することも有効である。</p> <p>(5) <u>放課後子供教室や放課後児童クラブなど、放課後の児童の居場所について、近隣の文教施設等とも有機的に連携しつつ、児童が放課後に活動する場としてふさわしいスペースを確保することが重要である。</u></p> <p>2 学校開放のための施設環境</p> <p>(1) 児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう、<u>校舎や屋内運動場、屋外運動場等を計画することが重要である。</u>また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域住民の積極的な利用の促進を図ることができるよう、<u>地域住民と共同利用ができる施設として計画することも重要である。</u></p> <p>(2) <u>ユニバーサルデザインを採用するなど、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理の行いやすい施設となるよう計画することが重要である。</u></p> <p>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な視点の必要性</p> <p>(2) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の</p>	<p>である。</p> <p>第3 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1) 学校施設の計画に当たっては、<u>学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画を行うことが重要である。</u></p> <p>(2) 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等）など、<u>学校と地域の連携・協働のための諸室についても計画することが重要である。</u></p> <p>(3) 他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用、共同利用等を通じ有機的な連携について計画することが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。</p> <p>(4) 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことも有効である。</p> <p>(新設)</p> <p>2 学校開放のための施設環境</p> <p>(1) 児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう計画することが重要である。また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、<u>地域住民の積極的な利用の促進を図ることができるよう、地域住民との共同利用のできる施設として計画することも重要である。</u></p> <p>(2) 様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、<u>学校開放の運営と維持管理の行いやすい施設となるよう計画することが重要である。</u></p> <p>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な視点の必要性</p> <p>(2) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の</p>

改訂後	改訂前
<p>実施、安全性への配慮、環境負荷の低減の他、<u>公共施設等との複合化・共用化</u>、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>2 施設機能の設定</p> <p>(2) 学習指導の内容及び方法について、指導計画の分析等により現状を詳細に把握し、また、将来にわたるそれらの展開等も検討し、必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。<u>その際、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設となるよう計画することが重要である。</u></p> <p>(3) ICTの整備状況等も踏まえ、教育機器、教材等の種類、校内配置形態、利活用の方法等を検討し、必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。</p> <p>4 長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>(1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、<u>事故を防止</u>するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>(2) <u>教育内容・教育方法等の変化や社会的変化に対応し、学校施設を長く使いこなしていくためには、ニーズに応じた改修整備をしやすい施設となるよう計画することが重要である。その際、建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能なように計画する等、長期間建物を有効に使う計画を行うことが有効である。</u></p> <p>(3) <u>工事費を抑制し</u>、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修*を積極的に取り入れていくことが重要である。</p> <p>※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施し</p>	<p>実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>2 施設機能の設定</p> <p>(2) 学習指導の内容及び方法について、指導計画の分析等により現状を詳細に把握し、また、将来にわたるそれらの展開等も検討し、必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。</p> <p>(3) 情報技術・機器の進展等も踏まえ、教育機器、教材等の種類、校内配置形態、利活用の方法等を検討し、必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。</p> <p>4 長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>(1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>(2) 建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能なように計画する等、長期間建物を有効に使う計画を行うことが有効である。</p> <p>(3) 情報技術の進展等、今後のニーズの進展による既存施設の改修整備を見込んで、改修整備をしやすい施設となるよう計画することも有効である。</p> <p>(4) 改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修*を積極的に取り入れていくことが重要である。</p> <p>※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施し</p>

改訂後	改訂前
<p>ようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることが望ましい。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に発揮され、利用実態を踏まえた安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3) 開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や<u>運営方法</u>、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議しておくことが重要である。</p>	<p>ようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3) 開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議することが重要である。</p>
<p>第2章 施設計画</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第1 全体配置</p> <p>1 校地利用</p> <p>(6) 幼稚園との併設の際には、<u>小学校との円滑な接続も考慮しつつ、相互に交流できる計画</u>とすることが重要である。</p>	<p>第2章 施設計画</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第1 全体配置</p> <p>1 校地利用</p> <p>(6) 幼稚園との併設の際には、相互の交流を考慮した計画とすることが重要である。</p>
<p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(4) 教室の間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、<u>児童数の変動</u>や日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できる計画をすることが重要である。</p> <p>(9) <u>無線LANを整備</u>するなど、各室・空間において、<u>ICTの活用</u>が可能となるよう計画することが重要である。</p>	<p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(4) 普通教室の間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できる計画をすることが重要である。</p> <p>(9) 各室・空間において、コンピュータ等の情報機器の活用が可能となるよう校内の情報ネットワークを計画することが重要である。その際、無線による校内の情報ネットワークの導入を検討することも有効である。</p>

改訂後	改訂前
<p>第5 共通空間 2 便所</p> <p>(1) 児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>(2) <u>洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。</u></p> <p>第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース 1 共通事項</p> <p>(1) <u>学校運営協議会、地域学校協働活動やPTA活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として計画することが重要である。</u></p> <p>(2) <u>地域学校協働活動などの拠点の場として、地域住民が出入りしやすい位置に計画することが重要である。</u></p> <p>(3) <u>地域学校協働活動などにおける利用を考慮し、ボランティア等の控室を計画することが望ましい。</u></p> <p>(4) <u>学校教育等に支障を生ずることのないように位置等を計画することが重要である。</u></p>	<p>第5 共通空間 2 便所</p> <p>(1) 児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。 また、障害のある児童、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場合) 1 共通事項</p> <p>(1) 学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場、PTA活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場として計画することが重要である。</p> <p>(2) 地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、学校教育における利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮しつつ、開放状況等に応じ、室種類を適切に設定し、必要な規模を確保することが望ましい。</p> <p>(3) 外部からの出入りに便利で、開放する特別教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。</p> <p>(4) 開放する特別教室、屋内外の運動施設等からの連絡に留意しつつ、総合的に利用することのできる独立した施設として計画することも有効である。</p> <p>(5) 地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。</p>
<p>第7 体育施設開放促進のためのスペース 1 共通事項</p> <p>(1) <u>総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場合を考慮し、外部からの出入りに便利で分かりやすく、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。</u></p> <p>(2) <u>地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、学校教育における利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮しつつ、開放状況等に応じ、室種類を適切に設定し、必要な規模を確保することが望ましい。</u></p> <p>(3) <u>屋内外の運動施設等からの連絡に留意しつつ、総合的に利用することのできる独立した施設として計画すること</u></p>	<p>2 地域・学校連携促進型のクラブハウス</p> <p>(1) 学習関係諸室、生活・交流空間等との位置関係に留意するなど校舎全体の室・空間の配置と一体的に計画することが重要である。</p>

改訂後	改訂前
<p>も有効である。</p> <p>(4) <u>地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p> <p>(5) <u>更衣室、便所、シャワー室等の附属施設を学校教育と兼用するよう計画することも有効である。なお、この場合においては、器具庫については開放専用のものを計画することが望ましい。</u></p> <p>(6) <u>屋外運動施設は、開放時に使用する器具等を円滑に出し入れすることのできる位置に計画することが重要である。</u></p>	<p>(2) 地域住民のボランティア活動等による学校支援の取組や保護者・地域住民が学校運営を支援する取組などにおける利用を考慮し、ボランティア等の控室を計画することが望ましい。</p> <p>(3) 学校教育等に支障を生ずることのないよう開放時の動線及び非開放部分の区画を適切に設定しつつ、位置等を計画することが重要である。</p> <p>3 体育施設開放促進型のクラブハウス</p> <p>(1) 外部から分かりやすい位置に計画することが重要である。</p> <p>(2) 更衣室、便所、シャワー室等の附属施設を学校教育と兼用するよう計画することも有効である。なお、この場合においては、器具庫については開放専用のものを計画することが望ましい。</p> <p>(3) 屋外運動施設開放用のクラブハウスは、開放時に使用する器具等を円滑に出し入れすることのできる位置に計画することが重要である。</p>
<p>第4章 各室計画</p>	<p>第4章 各室計画</p>
<p>第1 基本的事項</p>	<p>第1 基本的事項</p>
<p>3 ICT環境の充実</p>	<p>3 情報環境の充実</p>
<p>(1) <u>ICTの利用を考慮し、各室・空間の面積、形状及び家具等を計画することが重要である。</u></p> <p>(2) <u>日常的なICTの活用を考慮し、無線LANやコンセントを設けることが重要である。その際、情報端末の収納場所、充電場所についても計画することが望ましい。</u></p> <p>(3) <u>机、機器等の配置に留意しつつ、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。</u></p> <p>(4) <u>プロジェクト等の大型提示装置を活用することを想定し、適宜各部の照明の点滅等を行うことができる配列系統にすることも有効である。</u></p>	<p>(1) コンピュータ、プロジェクト等の情報機器の利用を考慮し、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(2) 各室・空間でのコンピュータ等の情報機器の活用を考慮し、情報用のアウトレットやコンセントを設けることが重要である。</p> <p>(3) 必要に応じて、机、機器等の配置に留意しつつ、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。</p> <p>(新設)</p>
<p>7 学校用家具</p>	<p>7 学校用家具</p>
<p>机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、多目的教室や特別教室など各室において実施しようとする学習活動に適した、かつ、児童の発達段階に応じた大きさ、材質等を選択するとともに、<u>ICTの活用を含む多様な学習形態等に対応できるよう数量、形状</u></p>	<p>机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、多目的教室や特別教室など各室において実施しようとする学習活動に適した、かつ、児童の発達段階に応じた大きさ、材質等を選択するとともに、<u>多様な学習形態等に対応できるよう数量、形状等を各室と一体</u></p>

改訂後	改訂前
<p>等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、児童の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。</p>	<p>的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、児童の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。</p>
<p>第2 学習関係諸室</p>	<p>第2 学習関係諸室</p>
<p>2 普通教室</p>	<p>2 普通教室</p>
<p>(6) <u>ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要である。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>7 理科教室</p>	<p>7 理科教室</p>
<p>(3) <u>日常的に ICT が活用できるよう、無線 LAN やコンセントを計画することが望ましい。</u></p>	<p>(3) 教員及び児童の実験用机においてコンピュータ等の情報機器が利用できるよう、情報用のアウトレットやコンセントを計画することが望ましい。</p>
<p>(4) <u>ICTを活用した観察、実験の指導等を考慮し、大型提示装置等の導入について検討することが望ましい。</u></p>	<p>(4) 映像を利用した実験の指導等を考慮し、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について検討することが望ましい。</p>
<p>1 2 外国語活動室</p>	<p>1 2 外国語活動室</p>
<p>(1) <u>体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ、また、床に座って行う活動や発表の場としても配慮した面積、形状等とすることが重要である。</u></p>	<p>(1) 体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ、また、床に座っての活動にも配慮した面積、形状等とすることが重要である。</p>
<p>(5) <u>外国語活動における会話や歌といった活動、体を動かす活動を考慮し、遮音性に配慮した計画とすることも有効である。</u></p>	<p>(5) 外国語活動における会話や歌といった活動内容を考慮し、遮音性に配慮した計画とすることも有効である。</p>
<p>1 4 コンピュータ教室</p>	<p>1 4 コンピュータ教室</p>
<p>(1) <u>将来の機器の更新、増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机、無線 LAN やコンセント等を利用しやすいよう配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。</u></p>	<p>(1) 将来の機器の更新、増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机、情報用のアウトレットやコンセント等を利用しやすいよう配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。</p>
<p><u>また、図書室等と連携し、児童の様々な学習活動を支える学習・メディアセンターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。</u></p>	<p>また、児童の様々な学習活動を支える学習・メディアセンターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。</p>
<p>(3) <u>コンピュータ教室は、ICTに対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし、相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。</u></p>	<p>(3) コンピュータ教室は、情報化に対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし、相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。</p>
<p>1 5 図書室</p>	<p>1 5 図書室</p>
<p>(3) <u>児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読</u></p>	<p>(3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ</p>

改訂後	改訂前
<p>書センター的な機能について計画することが重要である。<u>その際、コンピュータ教室等と連携し、児童の様々な学習活動を支える読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。</u></p> <p>(4) <u>学校司書、司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。</u></p>	<p>読書センター的な機能について計画することが重要である。</p> <p>(4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。</p>
<p>第3 屋内運動施設等</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(4) 上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりの設置や窓からの転落防止等、安全性の確保を図ることが重要である。</p>	<p>第3 屋内運動施設等</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(4) 上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ることが重要である。</p>
<p>第5 共通空間</p> <p>2 便所、手洗い、流し、水飲み場等</p> <p>(1) 水洗式で、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、<u>窓を設けて採光、通風に留意することや、床を乾いた状態で使用するドライ方式を採用するなど清潔で使いやすい計画とすることが重要である。</u></p>	<p>第5 共通空間</p> <p>2 便所、手洗い、流し、水飲み場等</p> <p>(1) 水洗式で、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、清潔で使いやすい計画とすることが重要である。</p>
<p>第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) <u>学校運営協議会や地域学校協働活動、PTA活動の拠点やコミュニティスペースとしての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、必要な家具等を配置し、多様な活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。</u></p> <p>また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。</p> <p>2 コミュニティスペース</p> <p>(1) <u>地域学校協働活動の拠点の場、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状等とすることが重要である。</u></p>	<p>第6 クラブハウス（保護者や地域住民との連携協力の場）</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) PTA活動やボランティア活動の場としての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、開放時の活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。</p> <p>(新設)</p>

改訂後	改訂前
<p>(2) <u>地域学校協働活動推進員の事務・作業スペースを設けることが望ましい。</u></p>	
<p>第7 体育施設開放促進のためのスペース</p>	(新設)
<p>1 共通事項</p>	
<p>(1) <u>障害者も含めた多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい計画とすることが重要である。</u></p>	
<p>(2) <u>保護者や地域住民との連携や総合型地域スポーツクラブの活用を進める上で、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を適宜計画することも有効である。</u></p>	
<p>第8 児童生徒地域交流施設</p>	第7 児童生徒地域交流施設
<p>2 宿泊室等</p>	2 宿泊室等
<p>(3) <u>指導員室については、男女別に各々設けることが重要である。</u></p>	(3) <u>指導員室については、男女別に各々設けることが望ましい。</u>
<p>第10 管理関係室</p>	第9 管理関係室
<p>1 共通事項</p>	1 共通事項
<p>(1) <u>学校の運営管理に必要な事務を円滑に処理することができるよう適正な面積、形状等を計画することが重要である。</u></p>	(1) <u>学校の運営管理に必要な事務を円滑に処理することができるよう適正な面積、形状等を計画することが重要である。</u>
<p>(2) <u>教務事務及び学校事務における事務機器の活用を考慮して面積、形状等を計画することが望ましい。</u></p>	(2) <u>教務事務及び学校事務における事務機器の活用を考慮して面積、形状等を計画することが望ましい。</u>
<p>(3) <u>教職員の働く場として、ゆとりと潤いの感じられるよう面積、形状等を計画することが重要である。</u></p>	(3) <u>ゆとりと潤いの感じられるよう面積、形状等を計画することが望ましい。</u>
<p>(4) <u>ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要である。</u></p>	(新設)
<p>3 職員室</p>	3 職員室
<p>(3) <u>必要に応じ職員室内に休憩コーナー、打合せコーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けることが重要である。</u></p>	(3) <u>必要に応じ職員室内に休憩コーナー、打合せコーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けることも有効である。</u>
<p>8 会議室及び応接室</p>	8 会議室及び応接室
<p>(1) <u>会議室は、会議机等の家具を多用途に活用できるよう、余裕を持った面積、形状等とすることが重要である。</u></p>	(1) <u>会議室は、会議机等の家具を弾力的に配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。</u>
<p>(2) <u>会議室は、ICTを効果的に活用することのできるような計画とすることが重要である。</u></p>	(2) <u>会議室は、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。</u>
<p>9 職員用更衣室及び休憩室</p>	9 職員用更衣室及び休憩室
<p>(1) <u>職員用更衣室は、男女別に計画し、必</u></p>	(1) <u>職員用更衣室は、男女別に計画し、必</u>

改訂後	改訂前
<p>要な収納家具を設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(3) 休憩室は、教職員のリフレッシュの場として、<u>落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう、ソファ等の家具の導入を考慮し、専用の空間として計画することが望ましい。</u></p> <p>10 <u>専門スタッフ等スペース</u> <u>教員以外の心理や福祉等の専門スタッフの執務スペースなど、学校の諸活動を支援するためのスペースを、教職員との連携に配慮しつつ独立して設けることが望ましい。その際、情報管理に留意することが重要である。</u></p>	<p>要な収納家具を設置することのできる面積、形状等とすることが望ましい。</p> <p>(3) 休憩室は、教職員が落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう、ソファ等の家具の導入を考慮し、ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 詳細設計</p>	<p>第5章 詳細設計</p>
<p>第1 基本的事項</p>	<p>第1 基本的事項</p>
<p>1 安全性</p>	<p>1 安全性</p>
<p>(3) 地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止、<u>囲障の倒壊など、建物の構造体のみならず非構造部材や工作物等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるとともに、定期的に点検・維持管理を行うことが重要である</u></p>	<p>(3) 地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など、<u>非構造部材等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることが重要である。</u></p>
<p>3 快適性</p>	<p>3 快適性</p>
<p>(1) 自然採光、自然換気等による良好な環境条件の確保に留意しつつ、<u>必要に応じて照明設備や冷暖房設備、換気設備等を組み合わせ、良好な温熱環境のもと、ゆとりと潤いを感じられるよう設計することが重要である。</u></p>	<p>(1) 自然採光、自然換気等による良好な環境条件の確保に留意しつつ、<u>ゆとりと潤いを感じられるよう設計することが重要である。</u></p>
<p>第2 内部仕上げ</p>	<p>第2 内部仕上げ</p>
<p>3 天井、壁等</p>	<p>3 天井、壁等</p>
<p>(1) 剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等により危険が生じないようすることが重要である。<u>その際、軽量の部材を採用することも有効である。</u></p>	<p>(1) 剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようすることが重要である。</p>
<p>第6章 屋外計画</p>	<p>第6章 屋外計画</p>
<p>第1 基本的事項</p>	<p>第1 基本的事項</p>
<p>1 教育的環境の向上</p>	<p>1 教育的環境の向上</p>

改訂後	改訂前
<p>(2) <u>定期的な点検等を通じて安全を確保することが重要である。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第2 屋外運動施設</p>	<p>第2 屋外運動施設</p>
<p>4 屋外プール</p>	<p>4 屋外プール</p>
<p>(12) <u>熱中症予防や利用期間の延長、見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点からも有効である。</u></p>	<p>(12) 利用期間の延長や見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点からも有効である。</p>
<p>第5 その他の屋外施設</p>	<p>第5 その他の屋外施設</p>
<p>1 門</p>	<p>1 門</p>
<p>(1) 通行部分の幅は、児童の通行量が最大となる時間帯の通行密度を勘案するとともに、<u>避難所等となる場合においては大型車両による物資等の搬入を見据え、十分確保することが重要である。</u></p>	<p>(1) 通行部分の幅は、児童の通行量が最大となる時間帯の通行密度を勘案して十分確保することが重要である。</p>
<p>2 囲障等</p>	<p>2 囲障等</p>
<p>(6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計するとともに、<u>定期的な点検等を通じて安全を確保することが重要である。</u></p>	<p>(6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。</p>
<p>第8章 設備計画</p>	<p>第8章 設備計画</p>
<p>第1 基本的事項</p>	<p>第1 基本的事項</p>
<p>3 機能性</p>	<p>3 機能性</p>
<p>(4) 災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、<u>LPガスが使用できる設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u></p>	<p>(4) 災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</p>
<p>6 快適性</p>	<p>6 快適性</p>
<p>各室・空間の利用内容、利用状況等に応じ、<u>温熱環境を含めた適切な環境が得られるように計画することが重要である。</u>その際、必要に応じて、障害者や高齢者の利用にとって良好な環境が得られるように計画することが望ましい。</p>	<p>各室・空間の利用内容、利用状況等に応じ、適切な環境が得られるように計画することが重要である。その際、必要に応じて、障害者や高齢者の利用にとって良好な環境が得られるように計画することが望ましい。</p>
<p>第4 情報通信設備</p>	<p>第4 情報通信設備</p>
<p>3 ICT設備</p>	<p>3 情報系設備</p>
<p>(1) 校内電話、インターホン、<u>無線LAN</u>、テレビ会議等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保</p>	<p>(1) 校内電話、インターホン、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確</p>

改訂後	改訂前
<p>することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>第6 空気調和設備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 地域の気象条件、建物規模、設備を必要とする各室・空間の面積、形状、利用目的及び利用時間、児童や教職員等の健康面への影響、<u>適切な換気の方法</u>、維持管理等の諸条件を総合的に検討し、設計することが重要である。</p>	<p>保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>第6 空気調和設備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 地域の気象条件、建物規模、設備を必要とする各室・空間の面積、形状、利用目的及び利用時間、児童や教職員等の健康面への影響、維持管理等の諸条件を総合的に検討し、設計することが重要である。</p>